平成２６年（フ）第１０号
福岡県筑後市大字久富715番地　県営住宅久富団地２棟403号
債務者　島松　和代
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第１９号
北海道小樽市入船５丁目15番８号
債務者　岡部ひとみ
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１０号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字並松６番地１並松住宅18―２号
債務者　鈴木　達雄
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第５５号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘１丁目１番地１
債務者　馬渡　寛子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２０号
長野県飯田市北方142番地２
債務者　木下裕紀子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第２５号
三重県伊賀市上野忍町2522番地
債務者　嶋名　早苗
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第４８号
徳島県阿南市那賀川町中島1338番地
債務者　木下　　弘
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第４９号
徳島県阿南市那賀川町中島1338番地
債務者　木下　茂子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第２３号
福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀614番地の１グリーンハイツ柴田Ⅱ205号
債務者　塚原　史子（旧姓濱地）
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第９４号
北九州市小倉南区上吉田３丁目22番19―203号
債務者　迫田　通夫
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４８号
宮崎市大工２丁目168番地　アルカコンネ栄105号
債務者　坂元　辰己
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６６号
宮崎市清水３丁目10番３号　ライフシティ清水303号
債務者　山本　賢二（旧姓阿武）
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３号
兵庫県神戸市西区竹の台１丁目19番地の19
債務者　岩間　竜生
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
神戸市西区伊川谷町有瀬497番地の１　Ⅱ―101号、前住所神戸市西区伊川谷町別府88番地の２　1005号
債務者　竹之下利枝（旧姓山岸）
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
広島県福山市沼隈町常石702　第一天進寮505号、申立時の住所神戸市西区伊川谷町別府88番地の２　1005号
債務者　山岸　良幸
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
神戸市西区玉津町出合322番地の１　サンビレッジ出合106号、前住所兵庫県明石市鳥羽1704番地の10
債務者　玉田　健治
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
神戸市西区押部谷町木幡２番地の75　県住５―106号
債務者　原　　省三
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係